

(局 1)

ただいまから、大阪市従業員労働組合市民生活支部から、2024年度勤務労働条件に関する要求につきまして、申し入れをお受けいたします。

(要求書の手交)

(支部)

自治労は、2023 現業・公企統一闘争において「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしている。

市従は、市民福祉の向上と市民のための市政改革、市政運営の発展に寄与することを第一義とし、大きく変貌する時代に対応すべく「市民に必要とされる公共サービスの確立を図る取り組みを進めるとともに、引き続き市民・利用者が求める質の高い公共サービスを提供していくため、さらなる現業職場活性化運動を邁進する」を目標に、16 項目の個別要求課題を掲げ、闘争を推進している。

また、支部においても、これまで現業・公企統一闘争と連動しながら、本部一総務局間での協議を踏まえ、支部一所属間で独自課題の解決に向け交渉を行い、快適な職場環境づくりや組合員の不安や不満の解消に繋げてきた。

そうした中、「市政改革プラン」で、10 年以上の技能労務職員の採用凍結により、職員の高齢化が進展し、災害時対応も含めた市民サービスの維持が困難になる状況を想定できたにもかかわらず、所属としての人員マネジメントに不信感を抱かざるを得ない。

また、「市政改革プラン 3.1」では、改革プラン終了以降の目標として、直営業務を精査し技能職員を半数程度に削減するとの考えが示されたが、所属として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた直営業務と必要な業務執行体制の考え方を示すべきであると考えます。

さらには、経費の削減ありきではなく、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた市政運営をおこうことはもとより、近年多発する局地的豪雨や大規模自然災害に強い基礎自治体としての基盤強化をはかり、誰もが大阪市内に住みたいと思う自治体となるよう、より一層「質の高い公共サービス」の提供が可能な直営業務と業務執行体制の構築をすべきである。

組合員はこの間の給与削減、採用凍結、退職・任用替え等による要員の補充が厳しい状況が続いてきたことから、災害時の対応に必要な人財確保への影響を危惧するものであり、なおさら、通常の実務ある行政サービスの水準維持にも、困難な状況に陥りかねない状況である。同時に組合員は、限られた人員で

質の高い公共サービスの提供に努めていることから、勤務労働条件にも多大な影響が及んでいる。結果として、各職場では、厳しい状況下で業務を遂行している事態であり、局として、そうした組合員の日々の努力をしっかりと受け止めるべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の状況は、落ち着きつつあるものの、組合員は、公務労働者という立場をわきまえ、感染源とならないよう、不断の努力を重ねているからこそ、どの事業も市民サービスの低下を来すことなく運営が進められている。

あらゆる有事も踏まえ、今後もより一層充実した公共サービスを提供するためには、適正な要員配置、職場環境整備を図ることはもとより、今回申し入れた現場組合員の勤務労働条件や労働安全衛生、被服の課題等について、局として要求項目の実現にむけ、誠意を持って対応するよう求めておく。

(局 2)

ただいま「2024年度 勤務労働条件に関する要求書」をお受けしたところでございます。

ご承知のとおり、本市においては、「市政改革プラン3.1」を令和4年3月に策定し、DX推進を視野に入れたデジタル技術の活用をはじめ、生活の質の向上を実感できる形でのICT活用推進や各事業の経営システムを見直すなど、民間活力の活用に向けて官民連携を推進することとし、引き続き市政改革を推進していくこととしており、市民サービスの維持・向上を図ることで、まちづくりや関西の発展に寄与できるよう、事業の安定的・継続的な展開を目指すこととしております。

都市整備局といたしましては、こうした状況の中において、市民サービスの低下をきたさないよう、局の事業運営と業務執行体制や危機管理・災害対策を見据え、法令遵守はもとより、「仕事と人」の関係に基づいた具体業務や業務量の精査を十分に行い、円滑な業務執行体制を構築しなければならないと考えております。

(支部)

ただ今、井沼部長から、現時点での取り巻く状況や考え方などについて、認識が示された。その中で、支部として今年度の課題について申し添えておく。

先にも述べたが、直営業務と業務執行体制についてであるが、技能労働職員の削減が前提としてではなく、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた直営業務と必要な業務執行体制の構築を行うよう求めておく。

その際には、勤務労働条件にも影響を及ぼしかねない事項も含まれることから、労働組合とも意見交換を行うよう要請しておく。

日々の組合員の奮闘は、市民の安全と安心、さらに安定した日常生活を守る

ためのものであり、局は使用者責任として、昼夜を問わずに懸命に働く組合員の努力をしっかりと受け止め、労働安全衛生面にも十分配慮した職場環境整備や、勤務労働条件の改善を図るよう求めておく。

(局2)

業務執行体制につきましては、職制が主体性をもって判断すべき管理運営事項と考えておりますが、職員の勤務労働条件に関わる事項については、労働組合と意見交換等をさせていただきます。

また、労働安全衛生面の配慮につきましては、局安全衛生委員会での議論や情報共有を踏まえ、職員への周知徹底を図り、各職場におけます安全と健康の確保に努めてまいります。

本日、申し入れのありました各項目につきましては、大阪市労使関係に関する条例等に基づき、交渉の対象となる項目について確認し、改めて回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(局1)

以上をもちまして、本日の交渉を終了いたします。